

生徒心得

本校の教育方針に基づき、「勤労を尊び教養を高め、こころ豊かな人間性を目指して、友愛と協力による健康で明朗な学園を建設すること。」そのために高校生としての生活の秩序を守り、この生徒心得を自主的に実践し、良識ある行動をとること。

〔A〕 校内生活

1 学 習

学業に励むことは生徒の本分である。この本分を全うするため、自主的に学力の向上を図ること。

- (1) 始業と同時に学習のできる状態にすること。
- (2) 授業の前後には正しく挨拶し、授業中は真剣な態度で学習に取り組むこと。
- (3) 実技をとまなう授業においては、特に安全に注意すること。

予 鈴	8 : 25
S. H. R	8 : 30 ~ 8 : 35
第 1 時限	8 : 40 ~ 9 : 30
第 2 時限	9 : 40 ~ 10 : 30
第 3 時限	10 : 40 ~ 11 : 30
第 4 時限	11 : 40 ~ 12 : 30
昼 食	12 : 30 ~ 13 : 10
予 鈴	13 : 10
第 5 時限	13 : 15 ~ 14 : 05
第 6 時限	14 : 15 ~ 15 : 05
S. H. R	15 : 05 ~ 15 : 20

2 礼 儀

言動はその人の人格の現れであるから、常に品位を保ち、礼儀正しい生活をする事。

3 公共物の取扱いと清掃

学習環境の整備につとめる事。

- (1) 施設・設備は大切に取扱い、破損紛失したときは直ちに届け出ること。
- (2) 貸与されたもの以外は、責任者の許可を得てから使用すること。
- (3) 清掃は各人が責任を持って丁寧に行う事。また、清掃監督に必ず点検を受ける事。

4 服 装

服装は「服装規程」に従い、常に清潔、質素を旨とする事。

5 携帯電話・スマートフォン

携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチは電源を切り、校内では使用しない事。

6 その他

- (1) 登校後、始業より終業までは無断で外出してはいけない。
やむを得ず外出するときには、許可を受ける事。
- (2) 校内における自主活動等は原則認めない。
- (3) 放課後は定められた下校時刻を厳守すること。
完全下校時刻…18時45分
ただし、教員より届け出が提出された場合はこの限りではない。
- (4) 食堂を利用する場合は、セルフサービスとし、飲食マナーを守ること。

〔B〕 校外生活

校外生活については、特に本校生徒としての自覚に基づき高校生としての品位を保ち、地域社会の期待に応えるようにすること。

1 交通安全

- (1) 交通規則を守り、ゆずり合いの精神を持って行動すること。
- (2) 自転車通学においては次のことを厳守すること。
交差点などでの一時停止、並進や2人乗りの禁止、雨天時の傘差し運転の禁止、携帯電話・スマートフォンの使用禁止、イヤホンの使用禁止、学校交付の鑑札を貼付けること。
- (3) 運転免許については、学校の許可なく取得することは禁止。

2 その他

- (1) 不健全な飲食店、遊技場には出入りしないこと。
- (2) アルバイトは原則認めない。

〔C〕 届出、又は許可を必要とする事項

以下の事項については必ずホームルーム担任に届け出ること。

- | | | |
|------------------|--------------|----------|
| 1 欠席 | 2 欠課 | 3 遅刻 |
| 4 早退 | 5 外出 | 6 居残り |
| 7 アルバイト | 8 キャンプ等の野外活動 | |
| 9 旅行 | 10 集会 | 11 掲示・広告 |
| 12 拾得物 | 13 物品紛失 | 14 破損 |
| 15 家族異動 | 16 名前・住所変更 | |
| 17 後見する者の異動 | 18 異装 | |
| 19 自転車通学 | 20 自動車教習所入所 | |
| 21 その他必要と認められる事項 | | |

服装規程および身だしなみの基準

本校生徒の服装は次のとおりと定め、原則として異装は認めない。登・下校の際は定められた服装をし学年章をつけなければならない。

1 制服

(1) 指定されたブレザー、スラックス、スカート、カッターシャツ、セーター、ベスト、ネクタイ、ベルト（男）を着用すること。

始業式・終業式・講演会等（夏場を除く）の学校行事の日にはブレザーを着用すること。制服の着用方法は以下の表のとおりとする。

	ブレザー	ネクタイ	スカート スラックス	カッター 長袖	カッター 半袖 綿シャツ	セーター
夏 服	×	×	○	○	○	※1
移行期間	○	※2	○	○	○	※1
冬 服	○	○	○	○	×	可

○着用する ×着用しない

※1 セーター着用は学校指定のセーターとし、半袖カッターにセーターの着用は健康管理上不可とする。（ただし半袖カッターにベストは可。）

※2 ネクタイは移行期間中でブレザーを着用する場合は常時着用のこと。

(2) 防寒着は通学時において華美でないものを制服の上から着用すること。

防寒具はマフラー、ネックウォーマー、手袋、レッグウォーマーの使用を許可する。

2 更衣

夏期・冬期の更衣は6月1日及び10月1日を基準とする。この前後移行期間を設ける。その期間中は夏季・冬季どちらの服装をしてもよい。

3 履物

- (1) 通学靴は黒のローファーとする。
- (2) 体育館シューズは本校指定の物を使用し、体育館専用とする。(名前等を指定の位置に明記すること)
- (3) 校内においては、本校指定の上履きを使用する。(名前等を指定の位置に明記すること)

4 その他

- (1) ネクタイを装着する。また、ネクタイの変形はしてはいけない。
- (2) 体育授業時の服装は本校指定の体操服とする。
- (3) 実習における服装は各科の内規による。
- (4) 靴下は黒・紺・灰色の無地とする。(ワンポイント可) ストッキングについては、黒・紺・ベージュの無地とし、メッシュ・模様編み・柄物・ラメ入り等は着用しない。ルーズソックスも着用しない。
- (5) 異装するときはその理由を担任又は部活動顧問を通じて生徒指導部に届け出て許可を受けること。
- (6) 休日であっても、登下校時は制服を着用すること。

5 身だしなみの基準(頭髪等)

- (1) 高校生らしい清潔で自然な髪型とし、パーマ(人工ウェーブ)、脱色、染色はしない。
また、エクステンション等の付け髪や、剃り込み・極端なツープロック・非対称など不自然な刈り上げはしない。
髪の長さの基準は次の通りとする。

男子：目にかからない、耳が半分以上隠れない、襟足に完全にかからない、もみあげは耳たぶまでの長さ。

女子：目にかからない、長い髪はくくる。

(わきのラインを基準とする)

- (2) 髪を束ねるゴム紐、髪留めの色は華美でないものとする。
色は黒、紺、茶の無地なものが望ましい。
カチューシャやシュシュ等の髪留めの着用は使用しない。
- (3) カラーコンタクト・化粧及びアクセサリー等はしない。
(色がつくものは化粧とみなす)
- (4) 肌着の色は華美でないものとする。白、グレー、ベージュが望ましい。
- (5) 帽子は原則として着用しない。
- (6) 整髪料は使用しない。